

2-2-8 環境保全に係る法令、条例等による指定、規制等に関する状況

(1) 自然環境関連法令

① 自然環境保全法等による指定状況

対象事業実施区域周辺には、自然環境保全法（昭和 47 年、法律第 85 号）に基づき指定された自然環境保全地域*、新潟県自然環境保全条例（昭和 48 年、新潟県条例第 34 号）に基づき指定された新潟県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域はない。

また、上越市自然環境保全条例（平成 20 年 4 月 1 日施行）に基づき、表 2-2-23 及び図 2-2-11 に示す二貫寺の森自然環境保全地域が指定されている。二貫寺の森は希少な動植物が生息・生育する地域として保全計画が策定されている。

② 自然公園法等による指定状況

対象事業実施区域周辺には、自然公園*法（昭和 32 年、法律第 161 号）と新潟県立自然公園条例（昭和 43 年、条例第 28 号）により、国立公園、国定公園及び県立自然公園が指定されている。

対象事業実施区域周辺における自然公園等の指定状況を表 2-2-24 及び図 2-2-12 に示す。

③ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による設定状況

対象事業実施区域周辺には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年、法律第 88 号）に基づき、鳥獣保護区*、銃猟禁止区域、休猟区等が指定されている。

対象事業実施区域周辺における鳥獣保護区等の指定状況を表 2-2-25 及び図 2-2-13 に示す。

表 2-2-23 対象事業実施区域周辺における自然環境保全地域の指定状況

地域名	所在地	保全対象	指定年月日	面積
二貫寺の森 自然環境保全地域	上越市上真砂、 上越市大字杉野袋、 上越市大字下百々地内	希少な動植物が生息・生育 する自然環境	平成23年3月31日	約28ha

出典：上越市ホームページ

表 2-2-24 対象事業実施区域周辺における自然公園の指定状況

区分	名称	指定・計画決定年月日	面積 (ha) (海域は除く)
国定公園	佐渡弥彦米山国定公園	昭和25年7月27日(指定)	29,464
	(米山地区)	(米山 昭和56年3月16日(指定))	(米山 2,159)
県立自然公園	直峰松之山県立自然公園	昭和34年10月2日(指定)	2,066
	久比岐県立自然公園	昭和34年3月24日(指定)	6,226

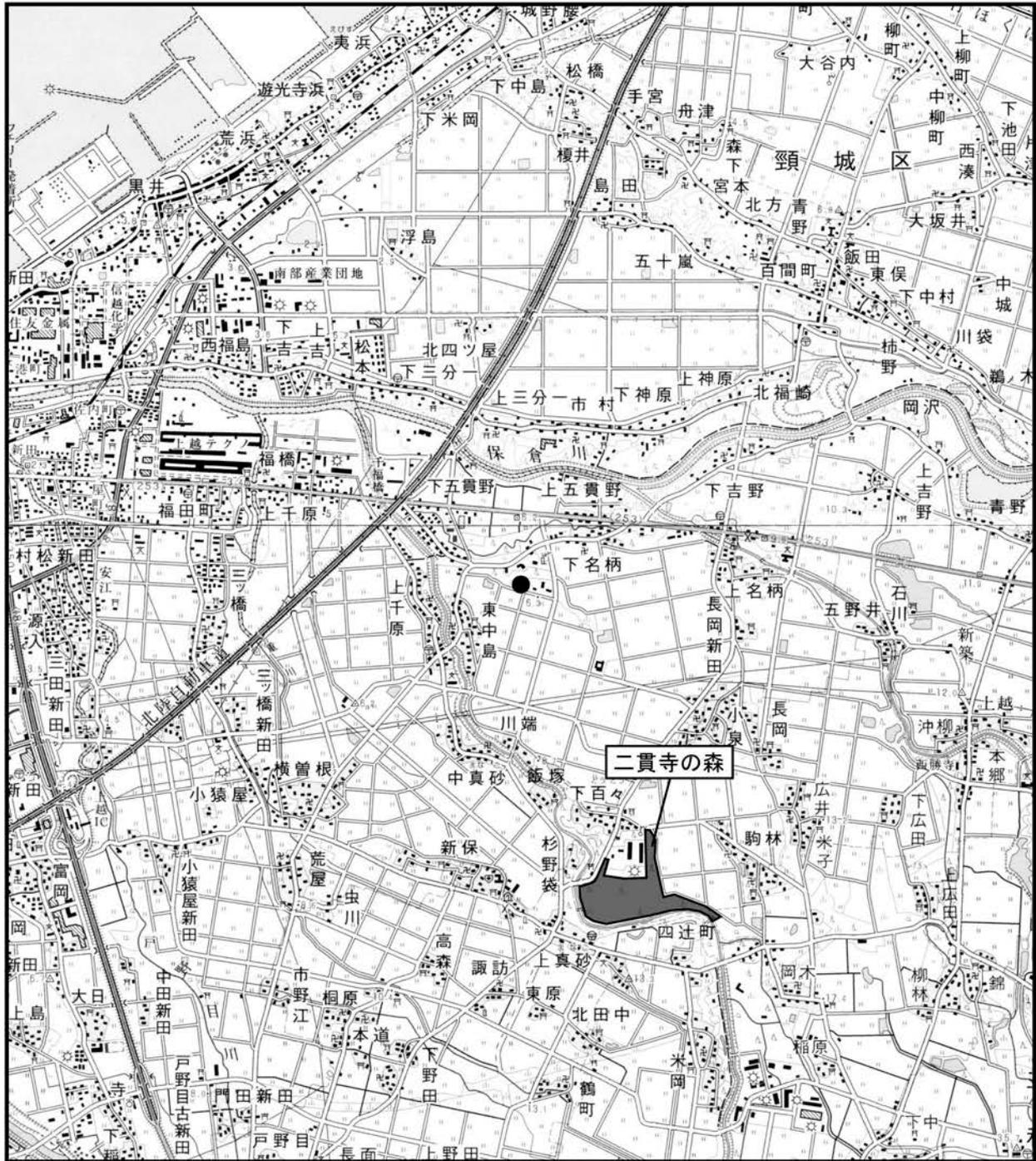
出典：新潟県自然公園配置図 新潟県自然(緑地)環境保全地域配置図 (新潟県、平成 21 年)

表 2-2-25 対象事業実施区域周辺における鳥獣保護区の指定状況

区分	番号	名称(区分)	面積 (ha)	存続期間
鳥獣保護区	1	中頸城海岸	2,411	平成14.11. 1～24.10.31
	2	里のこどもの国	37	平成18.11. 1～28.10.31
銃猟禁止区域	3	西福島	197	平成18.11. 1～28.10.31
	4	保倉川	193	平成18.11. 1～28.10.31
	5	上吉野	178	平成23.11. 1～28.10.31
	6	三和	41.7	平成16.11. 1～26.10.31
休猟区	7	飯田川	1,480	平成23.10.15～26.10.14

注) 表中の番号は図 2-2-13 に対応する。

出典：新潟県鳥獣保護区等位置図 (新潟県、平成 23 年度)



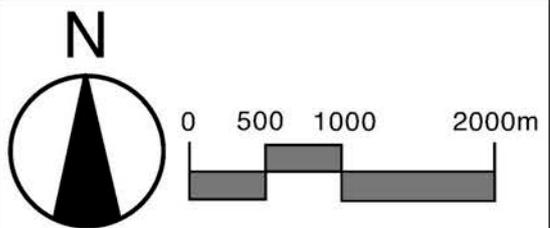
凡 例

■：自然環境保全地域

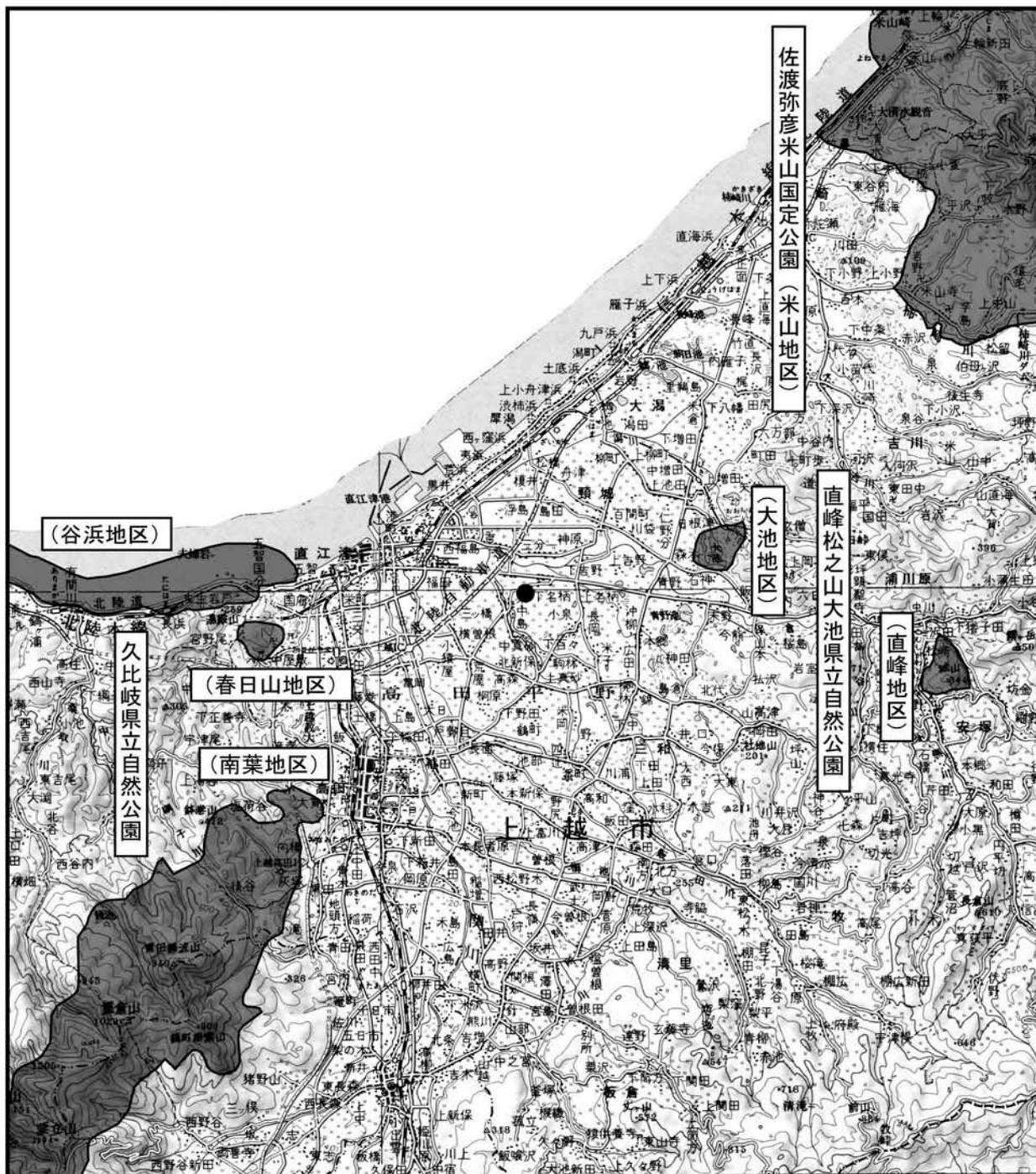
出典：二貫寺の森自然環境保全地域指定図
(上越市環境保全課)

●：対象事業実施区域

図 2-2-11 自然環境保全地域等の指定状況



1:50,000



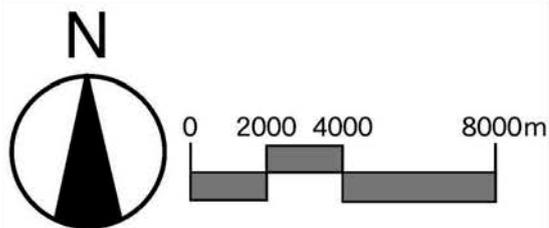
凡 例

■ : 国定公園・自然公園

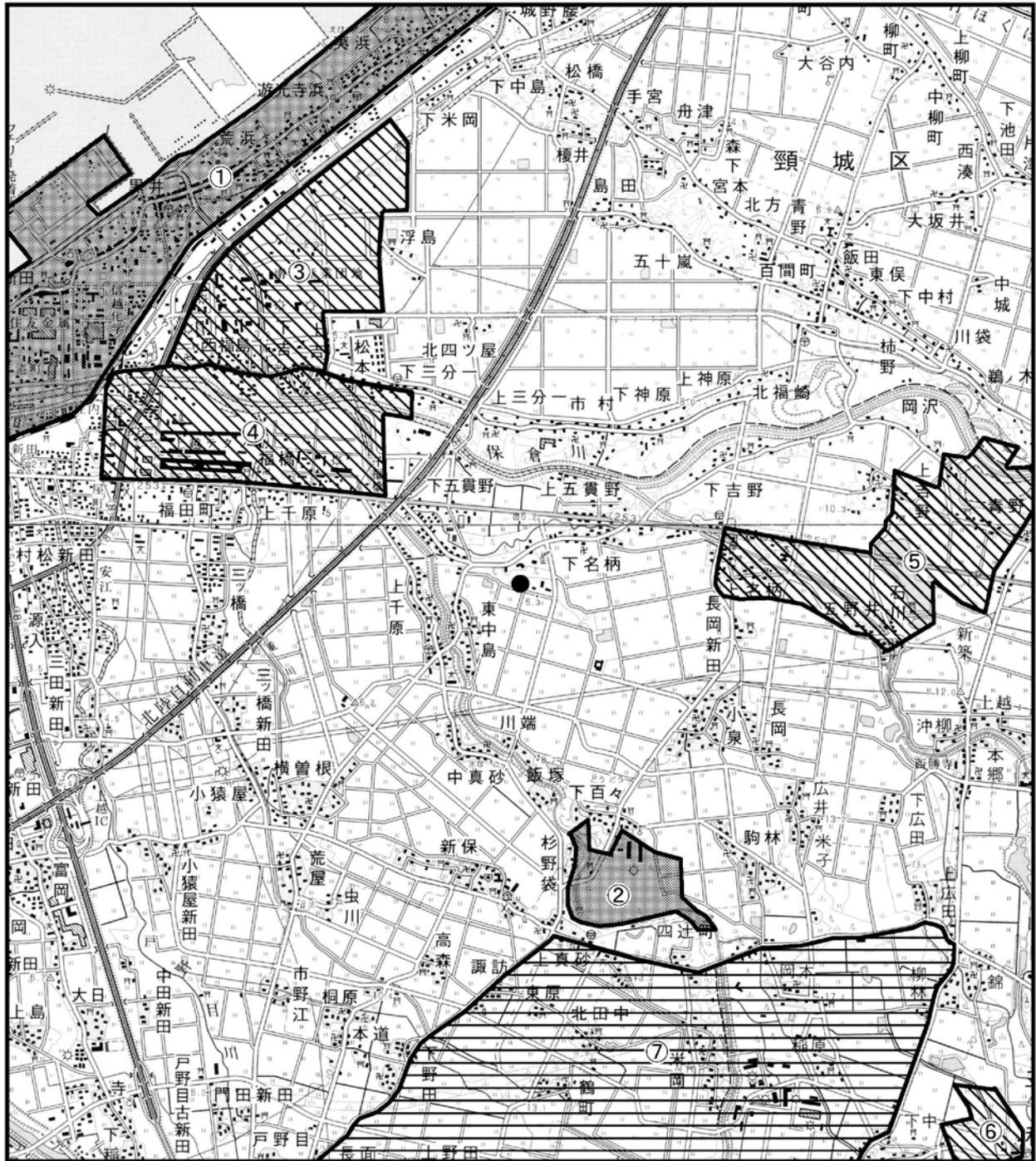
出典：新潟県自然公園配置図
 新潟県自然（緑地）環境保全地域配置図
 （新潟県、平成21年）

● : 対象事業実施区域

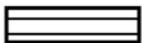
図 2-2-12 自然公園等の指定状況



1:200,000



凡 例

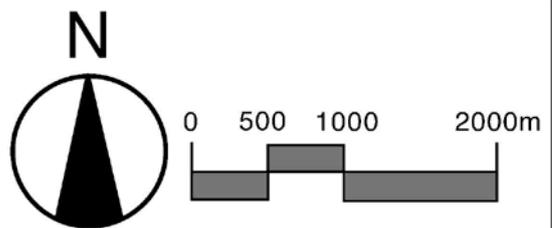
-  : 鳥獣保護区
-  : 銃猟禁止区域
-  : 休猟区

図中の番号は表 2-2-25 に対応する。

出典：鳥獣保護区等位置図（新潟県、平成23年）

●：対象事業実施区域

図 2-2-13 鳥獣保護区等の指定状況



1:50,000

(2) 国土防災関連法令

① 森林法

森林法（昭和 26 年、法律第 249 号）に基づき、保安林*が指定されている。対象事業実施区域周辺の保安林の指定状況を図 2-2-14 に示す。

② 砂防法

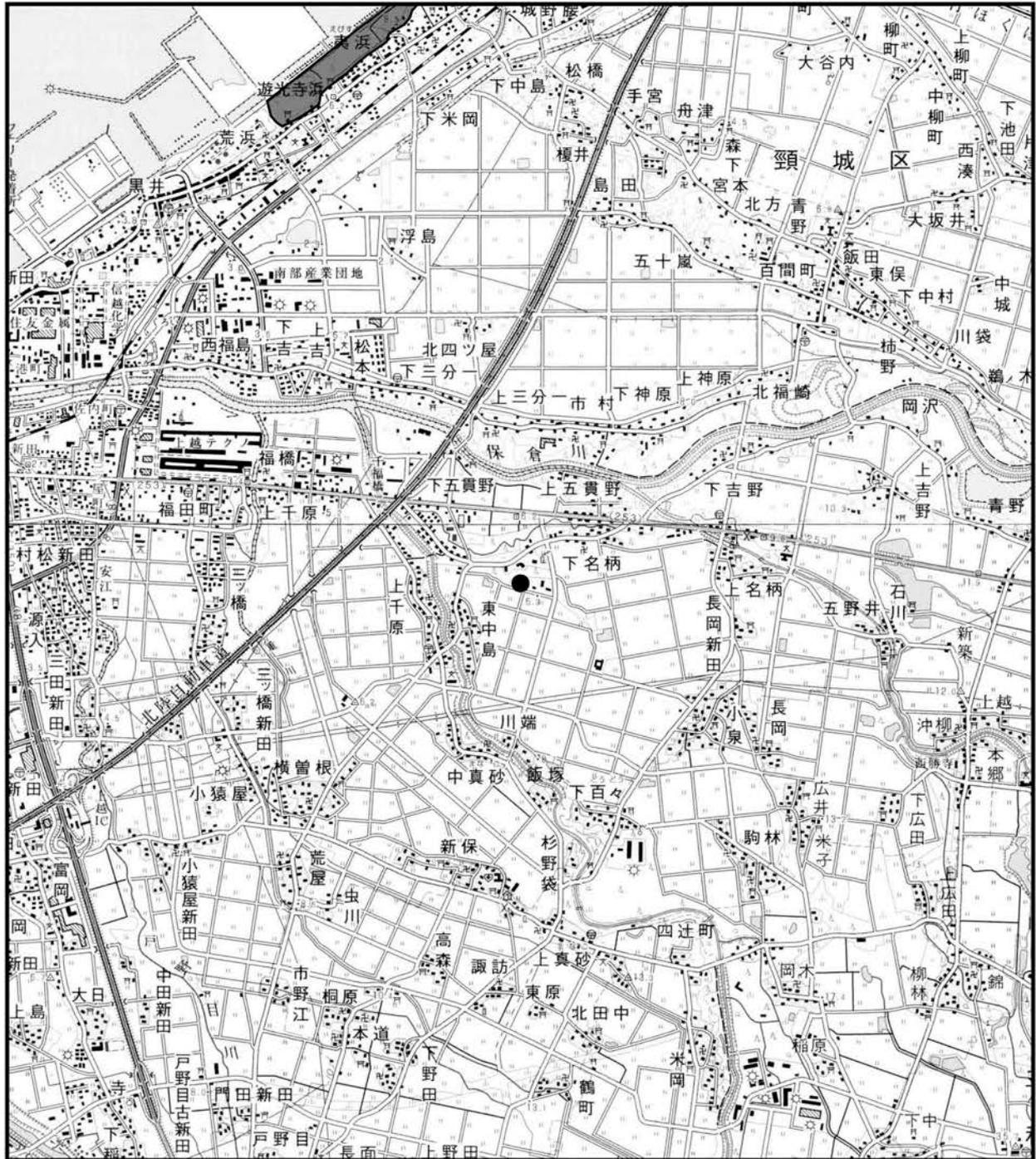
砂防法（明治 30 年、法律第 29 号）に基づき、砂防指定地が指定されている。対象事業実施区域周辺には指定地はない。

③ 地すべり等防止法

地すべり等防止法（昭和 33 年、法律第 30 号）に基づき、地すべり防止区域が指定されている。対象事業実施区域周辺には地すべり防止区域の指定はない。

④ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年、法律第 57 号）に基づき、急傾斜地崩壊危険区域が指定されている。対象事業実施区域周辺には急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。



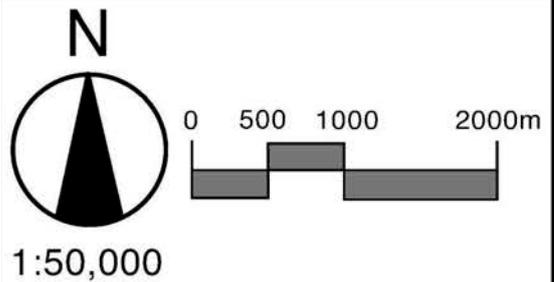
凡 例

■ : 保安林

出典：上越地域振興局農林振興部（森林・林業部門）管内図
（新潟県、平成 17 年）

● : 対象事業実施区域

図 2-2-14 保安林の指定状況



(3) 環境関連法令

ア 大気汚染

① 環境基準

環境基本法（平成5年、法律第91号）に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。大気汚染に係る環境基準は表 2-2-26 に示すとおりである。また、平成11年7月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法（平成11年、法律第105号）に基づき、ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準は0.6pg-TEQ/m³と定められている。

表 2-2-26 大気汚染に係る環境基準

物質名	環境上の条件	評価方法	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価 測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準にてらして評価する。なお、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、1日平均値について評価の対象としない。	長期的評価 1日平均値について、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いは行わないこととして、その評価を行うものとする。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。		
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。		
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」という。）が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合には環境基準値が達成されていないものと評価する。 なお、年間における二酸化窒素の測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。		
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	長期基準と短期基準の両者について、長期的評価を行う。長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準（1年平均値）と比較する。短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち年間98%値を代表値として選択して、これを短期基準（1日平均値）と比較する。 なお、長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行った上で、両方を満足した局について、環境基準が達成されたと判断する。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	原則として月1回以上の頻度で連続24時間のサンプリングを実施し、その1年平均値で評価する。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。		
備考	<p>1：浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子が10μm以下のものをいう。</p> <p>2：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p> <p>3：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒子が2.5μmの粒子を50%割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。</p> <p>4：環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用されない。</p>		

出典：新潟県の環境（新潟県、平成23年版）

微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（平成21年9月9日環境省告示第33号）

② 大気汚染防止法

大気汚染防止法（昭和 43 年、法律第 97 号）では、工場及び事業所における事業活動に伴って発生するばい煙*の排出等を規制し、並びに自動車排ガスに係る許容限度を定めている。新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和 46 年、条例第 51 号）では、ばい煙や粉じん*に係る特定施設が定められ、特定施設において発生するばい煙の排出基準*と粉じんに係る特定施設の構造等に関する基準が設定されている。

また、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素については、大気汚染防止法に基づく排出基準を定める条例（昭和 46 年、条例第 52 号）により、適用区域を新潟市や上越市（一部の適用施設については村上市も含む）に限定して、適用施設と上乘せ基準*が定められている。

大気汚染の原因となるばい煙や粉じんを排出する施設について、大気汚染防止法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例に基づく発生源規制の概要を表 2-2-27 に示す。

表 2-2-27 大気汚染に係る発生源規制の概要

	対象施設	施設の種類	規制物質及び基準
大気汚染防止法による規制	ばい煙発生施設	ボイラー、ガス発生炉及び加熱炉、溶鉱炉、乾燥炉、廃棄物*焼却炉、コークス炉、ガスタービン、ディーゼル、ガス、ガソリン機関等で一定規模以上のもの(32 項目)	硫黄酸化物*：量規制 k 値規制* 総量規制 ばいじん：濃度規制 窒素酸化物*：総量規制 特定有害物質：量規制 k 値規制
	粉じん発生施設	一般粉じん発生施設：コークス炉、堆積場、ベルトコンベア等で一定規模以上のもの(5 項目) 特定粉じん発生施設：解綿用機械、混合機等、石綿を含有する製品製造の用に供する施設で一定規模以上のもの(9 項目)	一般粉じん：構造、使用、管理基準 特定粉じん：規制基準* (濃度規制、敷地境界)
	自動車排出ガス	普通自動車、小型自動車及び軽自動車	排出ガス量の許容限度 (保安基準で考慮)
新潟県生活環境の保全等に関する条例	ばい煙発生施設	金属珪素製造の用に供する電気炉のうち一定規模以上のもの	ばいじんの許容限度
		石膏の製造の用に供する焼却炉、加熱炉及び乾燥炉で一定規模以上のもの	弗素、弗化水素及び弗化珪素の許容限度
		瓦の製造の用に供する焼却炉で一定規模以上のもの	弗素、弗化水素及び弗化珪素の許容限度
	粉じん発生施設	ほうろう製品製造の用に供する塗装吹き付け施設(カドミウムを含有する塗料を使用するものに限る)	構造等に関する基準

出典：大気汚染防止法（昭和 43 年、法律第 97 号）

新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和 46 年、条例第 51 号）

また、ダイオキシン類の大気汚染に係る排出基準については、平成 11 年 7 月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年、法律第 105 号）に基づき、ダイオキシン類を排出する施設の種類ごとの排出口における基準が表 2-2-28 のとおり定められている。

表 2-2-28 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気排出基準

大気基準適用施設		新設施設基準	既設施設基準 (H14. 12～)
廃棄物焼却炉 (火床面積 0.5 m ² 以上又は 焼却能力 50kg/h 以上)	2 t/h 以上	0.1ng-TEQ/m ³ N	1ng-TEQ/m ³ N
	2 ～ 4 t/h	1ng-TEQ/m ³ N	5ng-TEQ/m ³ N
	2 t/h 未満	5ng-TEQ/m ³ N	10ng-TEQ/m ³ N
鉄鋼業焼結炉		0.1ng-TEQ/m ³ N	1ng-TEQ/m ³ N
製鋼用電気炉		0.5ng-TEQ/m ³ N	5ng-TEQ/m ³ N
亜鉛回収施設		1ng-TEQ/m ³ N	10ng-TEQ/m ³ N
アルミニウム合金製造施設		1ng-TEQ/m ³ N	5ng-TEQ/m ³ N

注) 廃棄物焼却炉については排ガス中の酸素濃度12%、焼結炉及び電気炉等については排ガス中の酸素濃度15%として補正を行うものとする。

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（総理府令第67条、平成11年）より作成

イ 水質汚濁

① 環境基準

環境基本法（平成5年、法律第91号）に基づき公共用水域における水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、水質汚濁に係る環境基準*が定められている。このうち、人の健康の保護に関する環境基準*は表 2-2-29 に示すとおりであり、全ての公共用水域について一律に定められている。また、生活環境の保全に関する環境基準*は表 2-2-30 に示すとおりであり、水域ごとに利用目的等に応じてそれぞれ水域類型の指定が行われている。

対象事業実施区域周辺における水質汚濁に係る環境基準の類型指定*状況を図 2-2-15 に示す。保倉川はA類型またはB類型に、飯田川はB類型指定されている。

表 2-2-29 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
鉛	0.01 mg/l 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下	チウラム	0.006 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/l 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	ベンゼン	0.01 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	セレン	0.01 mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下	ふっ素	0.8 mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	ほう素	1 mg/l 以下
		1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下

1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の項（省略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

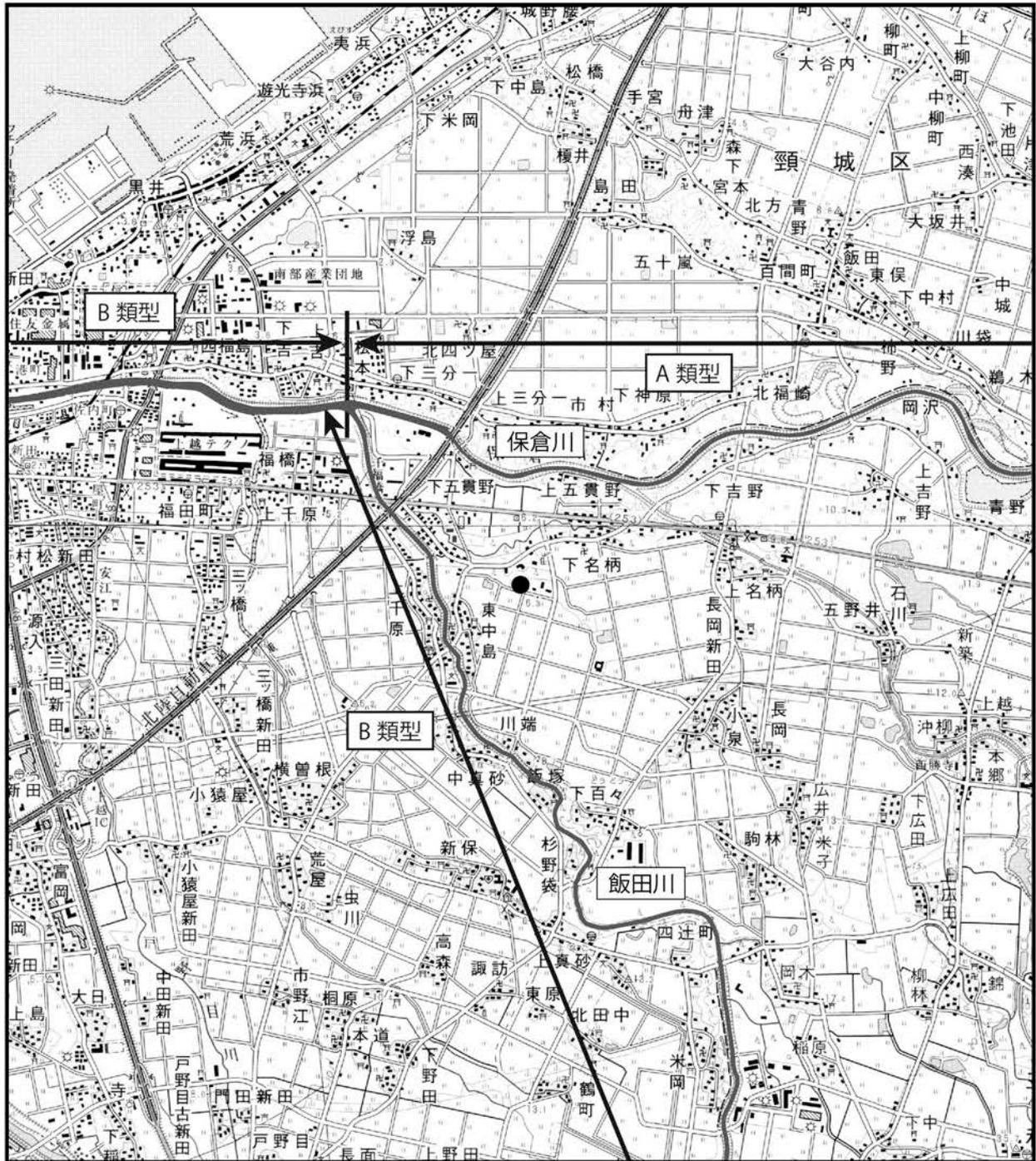
出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 2-2-30 生活環境の保全に関する環境基準〔河川（湖沼を除く。）〕

項目 類型	利用目的の適性	基準値				
		水素イオン濃度* (pH)	生物化学的酸素要求量* (BOD)	浮遊物質*量 (SS)	溶存酸素*量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴、及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道3級、水産2級、及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊物が認められないこと。	2 mg/ℓ 以上	—
備考 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。						
2 農業用利水点については、pH6.0以上7.5以下、DO 5 mg/ℓ以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：新潟県の環境（新潟県、平成23年版）

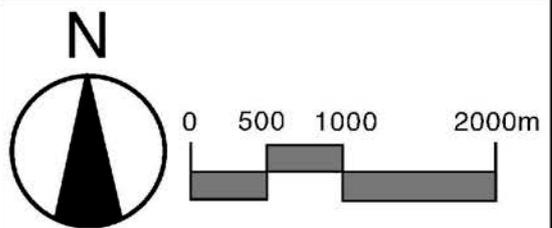


凡 例

出典：公共用水域及び地下水の水質測定結果
(新潟県、平成21年度)

●：対象事業実施区域

図 2-2-15 河川の水環境基準の類型指定状況



1:50,000

また、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件として、環境基本法（平成5年、法律第91号）に基づき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 2-2-31に示す。

表 2-2-31 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
鉛	0.01 mg/ℓ 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下	チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下	ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下	セレン	0.01 mg/ℓ 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下	ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下	ほう素	1 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下
備考			
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄（省略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			
4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典：地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日環境庁告示第10号）

② 水質汚濁防止法

公共用水域の水質保全を図るため、水質汚濁防止法（昭和45年、法律138号）に基づき特定施設を有する事業場（特定事業場*）について有害物質の排水基準*が定められている。さらに、1日当たりの平均的な排出水の量が50 m³以上の工場又は事業場について水素イオン濃度等の項目の排水基準が定められている。排水に係る規制基準を表 2-2-32に示す。

「水質汚濁防止法に基づく排出基準を定める条例」（昭和46年、条例46号）により、新潟県の区域に属する公共用水域に排出される排出水の汚染状態について、BOD、COD、SS、クロム等の上乗せ排水基準*及び排水基準の適用区域が定められている。関川水系関川及びこれに接続する公共用水域（関川水系渋江川及びこれに流入する公共用水域を除き、内水面に限る。）については、BOD、SS、フェノール類、銅、クロムについて許容限度が定められている。上乗せ排水基準の概要を表 2-2-33に示す。

表 2-2-32(1) 排水に係る規制基準 (有害物質)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/l
シアン化合物	1 mg/l
有機燐化合物 (ハ ^o ラチオン、メチル ^o ラチオン、メチル ^o ト ^o ン及びE P Nに限る)	1 mg/l
鉛及びその化合物	0.1 mg/l
六価クロム化合物	0.5 mg/l
砒素及びその化合物	0.1 mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/l
トリクロロエチレン	0.3 mg/l
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l
ジクロロメタン	0.2 mg/l
四塩化炭素	0.02 mg/l
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l
チウラム	0.06 mg/l
シマジン	0.03 mg/l
チオベンカルブ	0.2 mg/l
ベンゼン	0.1 mg/l
セレン及びその化合物	0.1 mg/l
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素 10 mg/l 海域に排出されるもの ほう素 230 mg/l
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素 8 mg/l 海域に排出されるもの ふっ素 15 mg/l
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素の合計量 100 mg/l

備考1 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現に湧出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

出典：排水基準を定める省令（総理府令第35号）

表 2-2-32(2) 排水に係る規制基準（水素イオン濃度等の項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8～8.6 海域に排出されるもの 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量	160 mg/l（日間平均 120 mg/l）
化学的酸素要求量	160 mg/l（日間平均 120 mg/l）
浮遊物質	200 mg/l（日間平均 150 mg/l）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5 mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	30 mg/l
フェノール類含有量	5 mg/l
銅含有量	3 mg/l
亜鉛含有量	2 mg/l
溶解性鉄含有量	10 mg/l
溶解性マンガン含有量	10 mg/l
クロム含有量	2 mg/l
大腸菌群数	日間平均 3,000個/cm ³
窒素含有量	120 mg/l（日間平均 60 mg/l）
燐含有量	16 mg/l（日間平均 8 mg/l）

備考1 「日間平均」による許容限度は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

- 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/lを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

出典：排水基準を定める省令（総理府令第35号）

表 2-2-33 新潟県条例による関川水域の上乗せ排水基準（許容限度）の概要

単位：mg/l

区分	項目及び許容限度	BOD	SS	フェノール類 含有量	銅含有量
公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場	別表第1第1号、第19号(染色整理業に係る施設を除く。)、第21号から第63号まで、第64号から第66号まで、第68号、第69号の2から第71号の2まで、第71号の5又は第71号の6の施設を設置するもの	25 (20)	50 (40)	1	2
	別表第1第1号の2、第63号の3、第68号の2、第71号の3、第71号の4、第72号又は第73号の施設を設置するもの	25 (20)	90 (70)	1	2
	別表第1第2号から第18号の3まで、第19号(染色整理業に係る施設に限る。)、第20号、第63号の2又は第66号の2から第67号までの施設を設置するもの	25 (20)	80 (60)	1	2
	別表第1第69号の施設を設置するもの	25 (20)	60 (50)	1	2
	別表第1第74号の施設を設置するもの	当該工場又は事業場で処理を行う汚水を排出する工場又は事業場の区分に応じ、この表を適用することとした場合において適用されることとなる許容限度とする。この場合において、当該汚水を排出する工場又は事業場に異なる許容限度が適用されることとなるときは、それらの許容限度のうち最小の許容限度とする。			
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	別表第1第1号、第19号(染色整理業に係る施設を除く。)、第21号から第63号まで、第64号から第66号まで、第68号、第69号の2から第71号の2まで、第71号の5又は第71号の6の施設を設置するもの	40 (30)	50 (40)	1	2
	別表第1第1号の2の施設を設置するもの	100 (80)	100 (80)	1	2
	別表第1第2号から第18号の3まで又は第63号の2の施設を設置するもの	80 (60)	80 (60)	1	2
	別表第1第19号(染色整理業に係る施設に限る。)又は第20号の施設を設置するもの	100 (80)	80 (60)	1	2
	別表第1第63号の3、第68号の2、第71号の3又は第71号の4の施設を設置するもの	80 (60)	100 (80)	1	2
	別表第1第66号の2から第67号までの施設を設置するもの	90 (70)	80 (60)	1	2
	別表第1第69号の施設を設置するもの	60 (50)	60 (50)	1	2
	別表第1第72号の施設(し尿浄化槽に限る。)を設置するもの	40 (30)	90 (70)	1	2
	別表第1第72号の施設(し尿浄化槽を除く。)を設置するもの	30 (20)	90 (70)	1	2
	別表第1第73号の施設を設置するもの	25 (20)	90 (70)	1	2
	別表第1第74号の施設を設置するもの	当該工場又は事業場で処理を行う汚水を排出する工場又は事業場の区分に応じ、この表を適用することとした場合において適用されることとなる許容限度とする。この場合において、当該汚水を排出する工場又は事業場に異なる許容限度が適用されることとなるときは、それらの許容限度のうち最小の許容限度とする。			

注) () 内は「日間平均」による許容限度であり、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

出典：新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(昭和46年、条例第46号)より作成

ウ 騒音

① 環境基準

環境基本法（平成5年、法律第91号）に基づき騒音に係る環境基準が定められている。騒音に係る環境基準を表2-2-34に示す。対象事業実施区域周辺における環境基準の地域類型指定状況は図2-2-16に示すとおりであり、対象事業実施区域は地域類型指定はされていない。

表 2-2-34 騒音に係る環境基準

(a) 道路に面する地域以外の基準値

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(b) 道路に面する地域の基準値

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		
基準値		
昼間	夜間	
70 デシベル以下	65 デシベル以下	
<備考> 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認められる時は、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。		

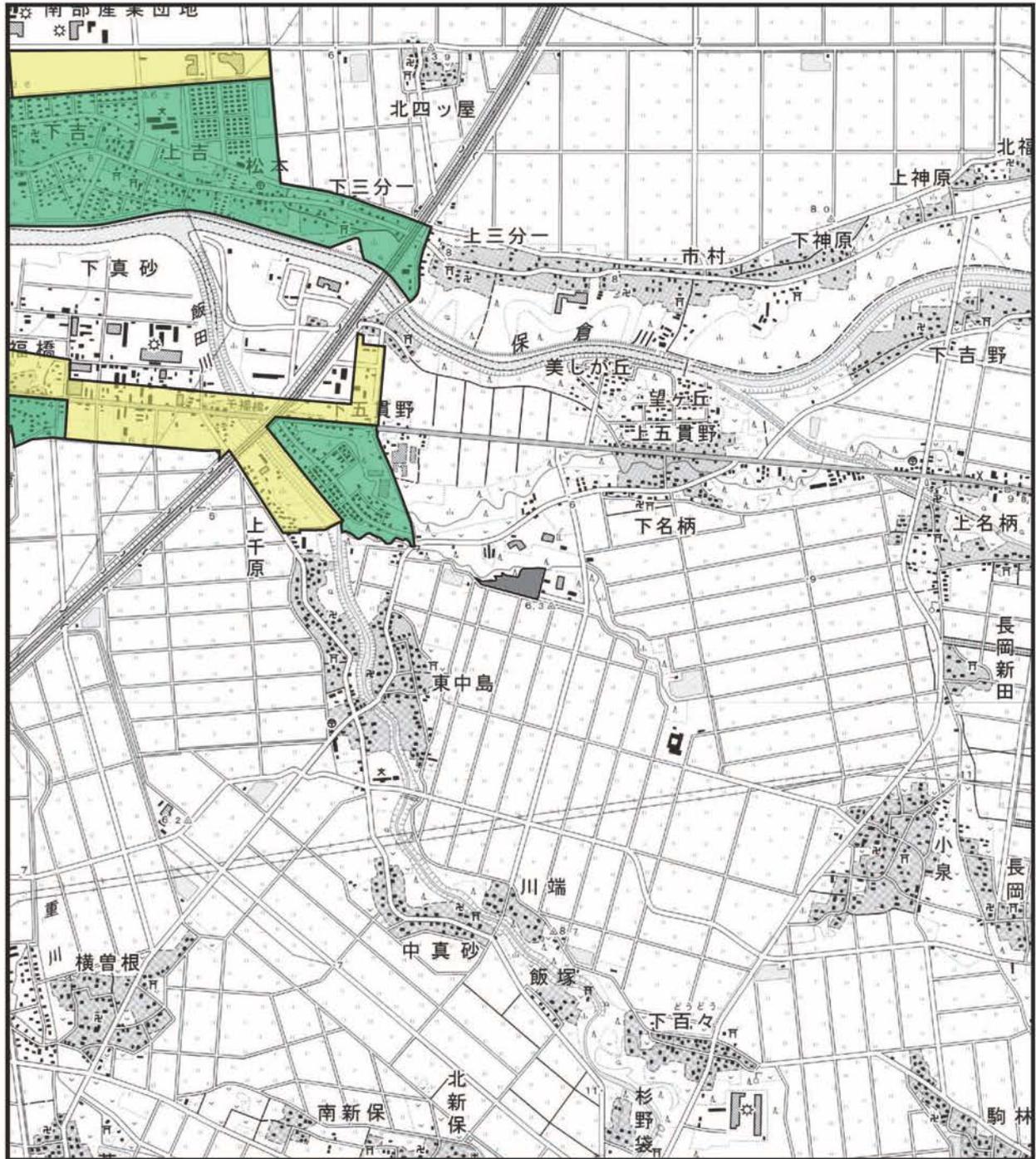
(c) 地域の類型

- AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
- A：専ら住居の用に供される地域
- B：主として住居の用に供される地域
- C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

(d) 時間の区分

- 昼間：午前6時から午後10時まで
- 夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

出典：環境庁告示第64号（平成10年9月30日）



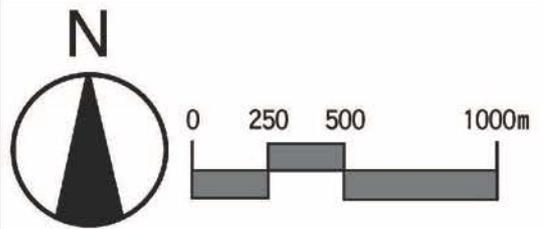
凡 例

- : B類型
- : C類型

出典：騒音に係る環境基準の地域類型指定図
(上越市、平成23年)

: 対象事業実施区域

図 2-2-16
騒音に係る環境基準の類型指定状況



1:25,000

② 騒音規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例

騒音規制法（昭和43年、法律第98号）及び新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和46年、条例第51号）に基づき特定工場等において発生する騒音の当該特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度として定められた規制基準を表2-2-35に、対象事業実施区域周辺の指定地域を図2-2-17に示す。対象事業実施区域は騒音規制法の指定地域外である。

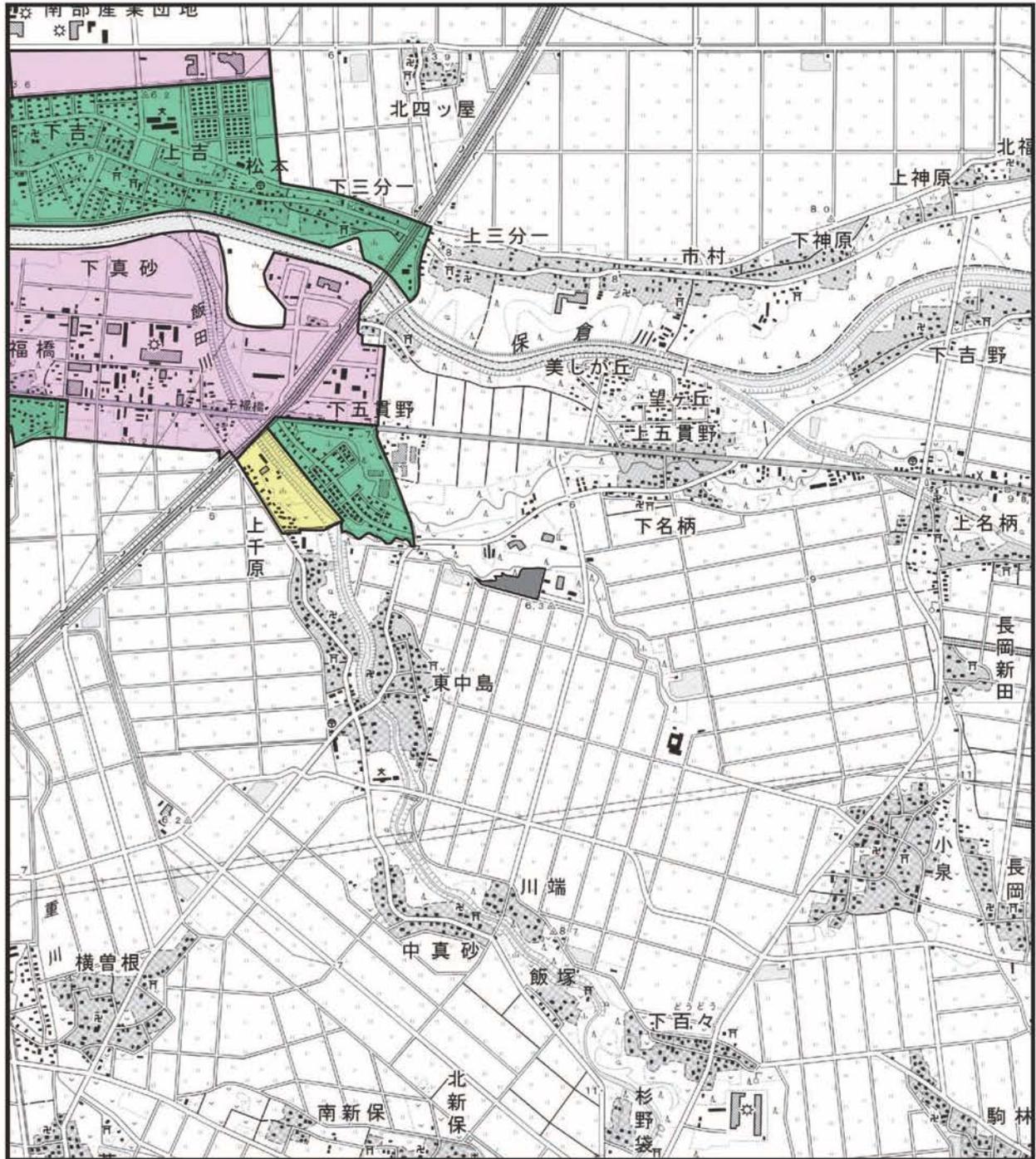
表 2-2-35 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分		
		昼間	朝・夕	夜間
法令	新潟県条例			
第1種区域	第1種区域	50 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種区域	第2種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

備考

- 1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とはそれぞれ次の各号に掲げる区域をいう。ただし、騒音規制法第3条第1項の規定に基づき指定された地域（以下「騒音規制法に基づく指定地域」という。）にあっては、第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、同法第4条第1項の規定に基づき定められた第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいい、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのある地域（騒音規制法に基づく指定地域と重複する地域を除く。）にあっては、第1種区域とは、同号に掲げる第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を、第2種区域とは、同号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域を、第3種区域とは、同号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域を、第4種区域とは、同号に掲げる工業地域をいうものとする。
 - (1)第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 - (2)第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - (3)第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
 - (4)第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域
- 2 昼間、朝・夕及び夜間とは、それぞれ次の各号に掲げる時間をいう。
 - (1)昼間 第1種区域及び第2種区域にあっては午前8時から午後6時まで、第3種区域、第4種区域にあっては午前8時から午後8時まで
 - (2)朝 午前6時から午前8時まで
 - (3)夕 第1種区域及び第2種区域にあっては午後6時から午後9時まで、第3種区域、第4種区域にあっては午後8時から午後10時まで
 - (4)夜間 第1種区域及び第2種区域にあっては午後9時から翌日の午前6時まで、第3種区域及び第4種区域にあっては午後10時から翌日の午前6時まで
- 3～5 省略
- 6 工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場の属する区域の基準値が、当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準値は当該隣接する区域の基準値とする。
- 7 この表に掲げる区域の区分のうち、第3種区域及び第4種区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、この表の当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。
 - (1)学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
 - (2)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
 - (3)医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
 - (4)図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 - (5)老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム

出典：特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準
 新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和46年、条例第51号）



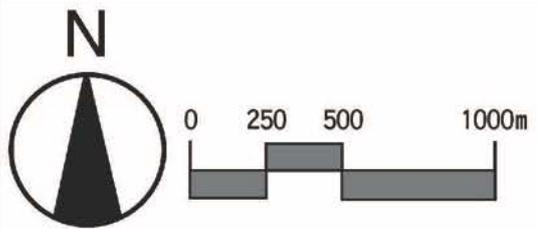
凡 例

- : 第2種区域
- : 第3種区域
- : 第4種区域

出典：騒音規制法地域指定図（上越市、平成23年）

: 対象事業実施区域

図 2-2-17 騒音規制法の地域指定



1:25,000

騒音規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業*騒音に係る規制基準を表 2-2-36 に、自動車騒音に係る要請限度*を表 2-2-37 に示す。

表 2-2-36 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

特定建設作業の種類	地域の区分*2	規制の項目	敷地境界地点の騒音レベル	作業禁止時刻		1日当りの作業時間*1		同一場所における作業期間	日曜・休日における作業
			① ②	①	②	①	②	① ②	① ②
1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。）			85 デシ ベル 以下	午後 7 時 から 翌 午 前 7 時 まで	午後 10 時 から 翌 午 前 6 時 まで	10 時 間 以 内	14 時 間 以 内	連 続 し て 6 日 以 内	禁 止
2. びょう打機を使用する作業									
3. さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）									
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）									
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）									
6. バックホウ（騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）別表第2第6号に規定する環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業									
7. トラクターショベル（騒音規制法施行令別表第2第7号に規定する環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業									
8. ブルドーザー（騒音規制法施行令別表第2第8号に規定する環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業									
9. コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）									

注）*1：基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を*1欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。

*2：地域の区分 ① 1号区域...第1種区域、第2種区域及び第3種区域と第4種区域のうち、学校・保育所・病院、患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内

② 2号区域...上記、1号区域以外の区域

出典：新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和46年、条例第51号）より作成

表 2-2-37 自動車騒音に係る要請限度

(等価騒音レベル*)

	区域の区分	時間の区分	
		昼 間	夜 間
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
4	幹線交通を担う道路に近接する区域	75 デシベル	70 デシベル

備 考

- 1 a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。
 - (1) a 区域 専ら住居の用に供される区域
 - (2) b 区域 主として住居の用に供される区域
 - (3) c 区域 相当数の住居と合わせて商業、工業等の用に供される区域
- 2 車線とは、1 縦列の自動車(2 輪のものを除く。)が、安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
- 3 昼間とは午前 6 時から午後 10 時までの間、夜間とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までをいう。
- 4 幹線交通を担う道路とは、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道(市町村道にあつては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 項に規定する自動車専用道路をいう。
- 5 幹線交通を担う道路に近隣する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。)に係る限度は 1 から 3 の区域の区分にかかわらず 4 の区域の限度とする。

出典：新潟県の環境(新潟県、平成 23 年版)

エ 振 動

振動規制法(昭和 51 年、法律第 64 号)及び新潟県生活環境の保全等に関する条例により定められた特定工場等に係る規制基準は表 2-2-38 に示すとおりである。対象事業実施区域周辺における指定地域を図 2-2-18 に示す。

また、同法による特定建設作業に係る規制基準を表 2-2-39 に、道路交通振動に係る要請限度を表 2-2-40 に示す。対象事業実施区域は振動規制法の指定地域外である。

表 2-2-38 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
法令	新潟県条例		
第1種区域	第1種区域	60デシベル 午前8時～午後7時	55デシベル 午後7時～午前8時
	第2種区域		
第2種区域	第3種区域	65デシベル 午前8時～午後8時	60デシベル 午後8時～午前8時
	第4種区域		

備考

1. 法令に基づく区域の区分

第1種区域及び第2種区域とはそれぞれ次の各号に掲げる区域をいう。ただし、必要があると認める場合は、それぞれの区域を更に2区分することができる。

- (1)第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- (2)第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

2. 新潟県条例に基づく区域の区分

第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とはそれぞれ次の次号に掲げる区域をいう。ただし、振動規制法第3条第1項の規定に基づき指定された地域（以下「振動規制法に基づく指定地域」という。）にあっては、第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、同法第4条第1項の規定に基づき定められた第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいい、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのある地域（振動規制法に基づく指定地域と重複する地域を除く。）にあっては、第1種区域とは、同号に掲げる第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を、第2種区域とは、同号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域を、第3種区域とは、同号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域を、第4種区域とは、同号に掲げる工業地域をいうものとする。

- (1)第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- (2)第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- (3)第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域
- (4)第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

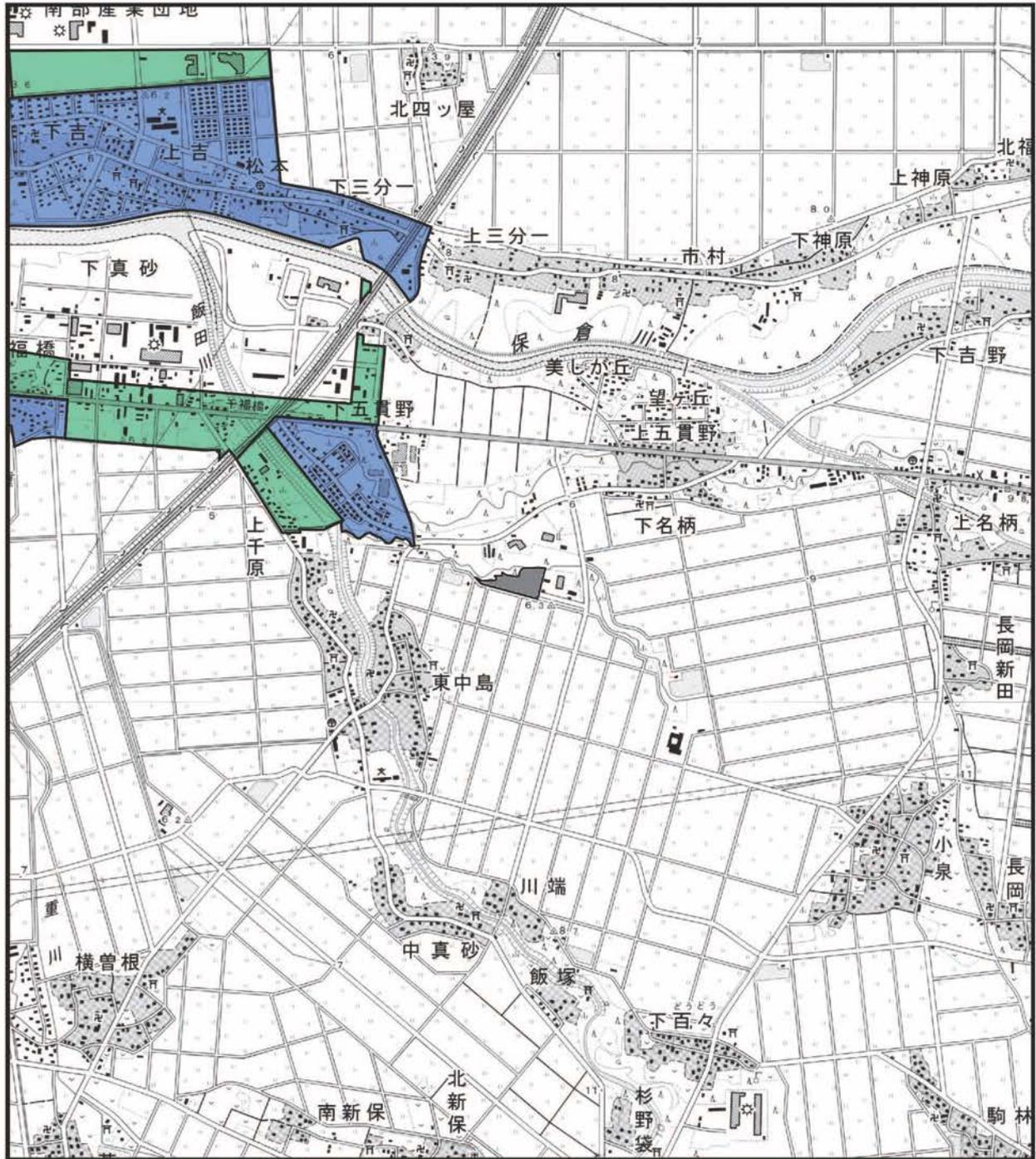
3. 法令により、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は当該値から5デシベルを減じた値とする。

- (1)学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2)児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
- (3)医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
- (4)図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5)老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条第5項に規定する特別養護老人ホーム

4. 新潟県条例により、工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場等の属する区域の基準値が、当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準値は当該隣接する区域の基準値とする。

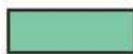
出典：特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和46年、条例第51号）



凡 例

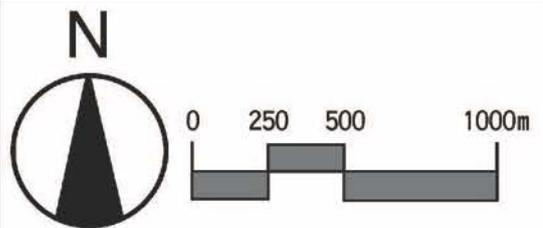
 : 第1種区域

 : 第2種区域

出典：振動規制法地域指定図（上越市、平成23年）

 : 対象事業実施区域

図 2-2-18 振動規制法の地域指定



1:25,000

表 2-2-39 特定建設作業等に関する振動の規制基準

規制の項目 特定建設作業の種類	作業場所の敷地境界地点の振動レベル	作業禁止時間		1日の作業時間		同一場所における作業時間		日曜日における作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
1. くい打ち機（もんけん及び圧入式くい打ち機を除く）またはくい打・くい抜機（圧入式くい打・くい抜機を除く）を使用する作業	75 デシベル以下	午後7時から	午後10時から	10時以内	14時以内	6日以内		禁止
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		午後7時から	午後10時から	10時以内	14時以内	6日以内		
3. 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）		午後7時から	午後10時から	10時以内	14時以内	6日以内		
4. ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）		午後7時まで	午後10時まで	10時以内	14時以内	6日以内		

注) 1号区域...振動規制法第3条の規定により指定された区域のうち、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域、住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域、学校・保育所・病院、患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内

2号区域...上記、1号区域以外の区域

出典：振動規制法施行規則より作成

表 2-2-40 道路交通振動に係る要請限度

時間区分 区域区分	昼間	夜間
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

注) 区域区分及び時間区分は表 2-2-38の備考に同じ。

出典：振動規制法施行規則より作成

オ 悪 臭

悪臭防止法（昭和 46 年、法律第 91 号）では事業活動に伴って発生する悪臭物質*の排出を規制している。規制基準は、指定された規制地域内の全ての事業所に適用され、敷地境界、煙突等の気体排出口及び排出水において、悪臭物質の濃度、またはそれに代わる臭気排出強度あるいは臭気指数*が定められている。新潟県では悪臭防止法に基づき臭気排出強度または臭気指数（平成 15 年、新潟県告示第 2148 号）について、表 2-2-41 に示したように定めている。対象事業実施区域周辺における規制地域を図 2-2-19 に示す。対象事業実施区域は悪臭防止法の第 1 種区域に指定されている。

表 2-2-41 悪臭防止法に基づく規制基準

(1) 敷地境界線の規制基準

区 分	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域
許容限度（臭気指数）	1 0	1 2	1 3

備考

第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域のうち法第 3 条の規定により知事が指定する地域をいう。

ア 第 1 種区域

都市計画法(昭和43年法律第100号)第 8 条第 1 項第 1 号の規定による第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及びこれらに相当する地域

イ 第 2 種区域

都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による準工業地域及び工業または農林漁業の用に併せて住居の用に供されている地域

ウ 第 3 種区域

都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による工業地域及び工業専用地域並びに悪臭に対する順応の見られる地域

(2) 気体の排出口の規制基準

<排出口の実高さが15m以上の施設>

$$q_t = \frac{60 \times 10^A}{F_{\max}}$$

ここで、 q_t : 排出ガスの臭気排出強度 (m³N/min)
 F_{\max} : $F_{(x)}$ の最大値

$$A = \frac{L}{10} - 0.2255$$

ここで、L : 敷地境界における臭気指数規制基準

$$F_{(x)} = \frac{1}{3.14\sigma_y\sigma_z} \exp\left(\frac{-(He_{(x)})^2}{2\sigma_z^2}\right)$$

ここで、 $F_{(x)}$: 臭気強度*1m³N/sに対する地上での臭気濃度*
 σ_y : 排出ガスの水平方向拡散幅 (m)
 σ_z : 排出ガスの鉛直方向拡散幅 (m)
 $He_{(x)}$: 排出ガスの流れの中心軸の高さ (m)

<排出口の実高さが15m未満の施設>

$$I = 10 \times \log C$$

ここで、I : 排出ガスの臭気指数

$$C = K \times H_b^2 \times 10^B$$

ここで、K : 排出口の口径に関する値
 H_b : 周辺最大建物高さ (m)

$$B = \frac{L}{10}$$

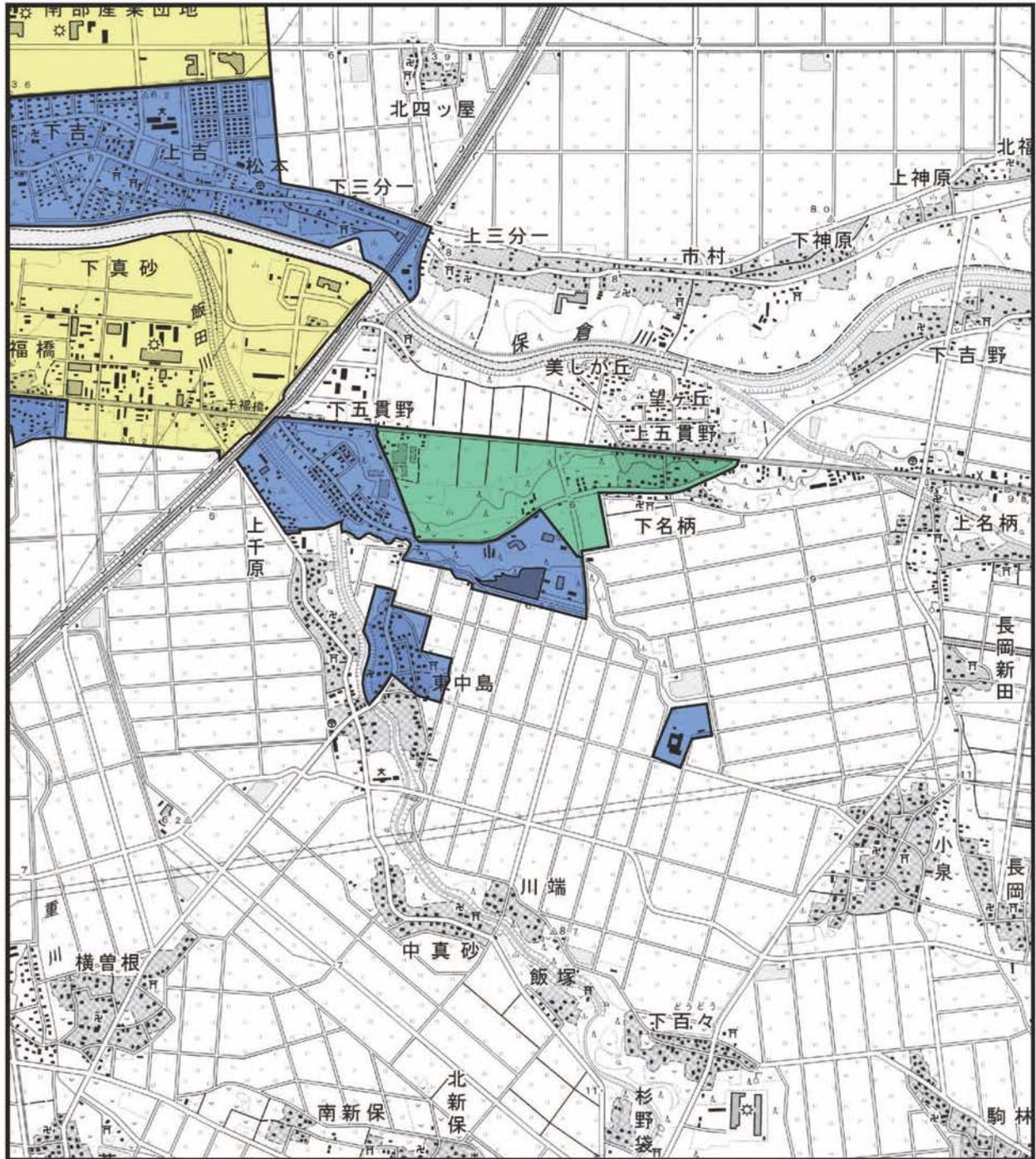
ここで、L : 敷地境界における臭気指数規制基準

(3) 排出水中における規制基準

区 分	第1種区域	第2種区域	第3種区域
許容限度 (臭気指数)	2.6	2.8	2.9

出典 : 悪臭防止法施行規則

悪臭防止法による規制地域及び規制基準の指定 (平成15年、新潟県告示第2148号)



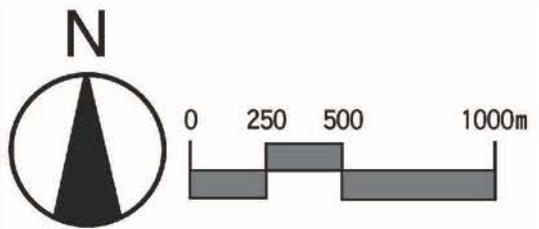
凡 例

- : 第1種区域
- : 第2種区域
- : 第3種区域

出典：悪臭防止法規制地域図（上越市、平成23年）

: 対象事業実施区域

図 2-2-19 悪臭防止法の地域指定



1:25,000

カ 地盤沈下

工業用水法（昭和 31 年、法律第 146 号）、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 年、法律第 100 号）及び新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和 46 年、条例第 51 号）により、地下水採取の規制を行っている。上越市において、新潟県生活保全等に関する条例施行規則第 21 条別表 6 の 2 により指定されている地域を図 2-2-20 に示す。

キ 土壌汚染

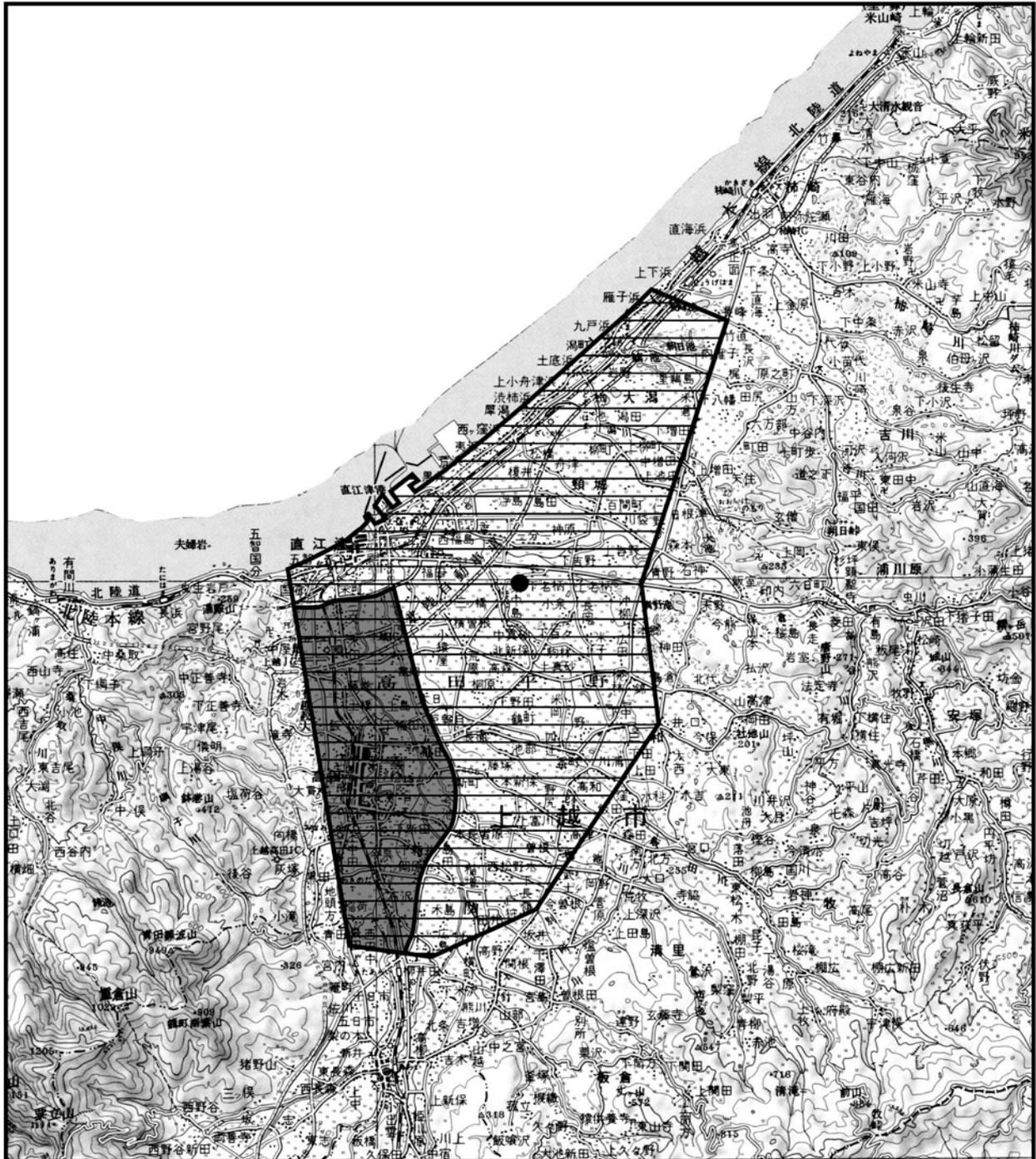
① 土壌汚染に係る環境基準

環境基本法（平成 5 年、法律第 91 号）に基づき土壌の汚染に係る環境基準が定められている。土壌の汚染に係る環境基準を表 2-2-42 に示す。また、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年、法律第 105 号）に基づきダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準は 1,000pg-TEQ/g と定められている。

表 2-2-42 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1ℓ につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1ℓ につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエレン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエレン	検液 1ℓ につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエレン	検液 1ℓ につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエレン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1ℓ につき 0.003mg 以下であること。
チオメチカルブ	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1ℓ につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1ℓ につき 1 mg 以下であること。
備考 1～2 省略	
	3 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。
	4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

出典：新潟県の環境（新潟県、平成 23 年版）



凡 例

 : 新潟県生活環境の保全等に関する条例の規制地域

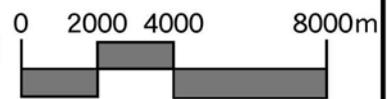
 : 緊急時対策の対象地域

出典：新潟県ホームページ「環境にいがた」

 : 対象事業実施区域

図 2-2-20

上越市における地下水の取水規制地域



1:200,000

② 土壌汚染対策法

土壌汚染対策法（平成 14 年、法律第 53 号）では、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置等が定められている。土壌調査の結果、汚染が認められた場合には、都道府県及び上越市等の特例市は要措置区域または形質変更時要届出区域に指定し、汚染原因者または土地所有者は汚染除去等の措置を講じなければならない。対象事業実施区域周辺に該当する地域はない。

③ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年、法律第 139 号）では、土壌（田に限る）における銅、ひ素、玄米におけるカドミウムについて基準値を定めており、都道府県は基準を上回る農用地を農用地土壌汚染対策地域に指定できる。対象事業実施区域周辺に該当する地域はない。

ク その他の事項（公害苦情の状況）

上越市における公害苦情の発生状況を表 2-2-43（2-4 ページ表 2-1-3 の再掲）に示す。騒音と悪臭に関する苦情が最も多く、7 割以上を占めている。

表 2-2-43 上越市における公害苦情の発生状況（2-4 ページ表 2-1-3 の再掲）

年度	項目	合計		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他	処理率 (%)
		受理件数	処理件数									
20年度	受理件数	48(3)		5	5	0	18(1)	1	0	19(2)	0	94.1
	処理件数	48		5	4	0	18	1	0	20	0	
21年度	受理件数	48(3)		5	12(1)	0	16(1)	3	0	11(1)	1	92.2
	処理件数	47		5	11	0	16	3	0	11	1	
22年度	受理件数	47(4)		5	4(2)	0	15(1)	1	0	21(1)	1	94.1
	処理件数	48		5	5	0	15	1	0	21	1	

注) 1. () は前年度からの繰越件数を示す。

2. その他は典型7公害以外の公害に関する苦情を示す。

出典：上越市の環境（上越市、平成23年版）